

## 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応について

建築確認・審査手続きの簡素化等について一層の合理化を行うため、「建築確認手続き等の運用改善(第二弾)及び規制改革等の要請への対応」について、国土交通省から公表されました。

その内容は、上記に記載した

- 1、 建築確認手続きの円滑化等に向けた取り組みの方針について
- 2、 太陽光発電設備に係る建築基準法の取り扱いについて
- 3、 コンテナ型データセンタに係る建築基準法の取り扱いについて

以外に、次の事項についても公表されています。

### 第1 申請図書の合理化

#### (1) その他運用の円滑化に係る事項

##### ① 確認申請・検査申請に係る委任状について

建築確認の申請、完了検査・中間検査の申請を代理者に委任することを証する書類(以下「委任状」という。)については、建築確認の申請時において、建築確認の申請、完了検査・中間検査の申請を一括して代理者に委任する旨を記載した委任状を建築主事等に提出し、各検査の代理者が建築確認の申請時の代理者と同一である場合、各検査に必要な委任状は、建築確認の申請時に提出した委任状の写しで大替可能とし、新たに委任状を作成する必要はないこととする。

##### ② 既存建築物がある敷地内に棟別で建築物を建築する際の既存建築物に係る床面積求積図について

既存建築物がある敷地内に棟別で建築物を建築する際の既存建築物に係る床面積求積図については、建築主事等が建築確認台帳等により既存建築物の床面積を確認できる場合にあつては、提出を要しない。

##### ③ 換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造の構造詳細図について

直接外気に開放された給気口又は換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造の構造詳細図は、各階平面図や配管設備の系統図等の図書に当該構造の内容(フード、ガラリ、バンドキャップ等)を明示した場合にあつては、提出を要しない。

##### ④ 阻集器の構造詳細図について

阻集器の構造詳細図は、各階平面図や配管設備の系統図等に阻集器の位置を明示し、機器リスト等に阻集器の構造を明示した場合にあつては、提出を要しない。

### 第2 軽微な変更の対象の明確化

計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)の対象を「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くない一定の計画の変更」から「変更後も建築物の計画が建築基準関係規定に適合することが明らかな一定の計画の変更」に拡大する。